

平成 29 年 11 月 28 日

手話言語条例の制定等についての富山県聴覚 障害者協会等から知事への要望について

富山県聴覚障害者協会等から、「富山県手話言語条例（仮称）」の制定等に関して、下記のとおり、知事に要望書を提出したいとの連絡がありましたので、お知らせします。

1 要望日時等

- (1)日 時 平成 29 年 11 月 30 日（木） 午前 10 時から
- (2)場 所 知事室（対応：知事、厚生部長、厚生部次長、障害福祉課長）
- (3)要望者 富山県聴覚障害者協会 理事長 いしくら よしのり 氏
全日本ろうあ連盟 副理事長 こなか えいいち 氏
（富山県聴覚障害者協会理事、富山県聴覚障害者センター施設長）
富山県手話通訳士会 会長 まいくま ゆき 氏
富山障害フォーラム 事務局長 はりやま かずお 氏
- (4)同行者 富山県議会議員 よかた まさはる 四方 正治 氏

2 要望主旨（予定）

- (1)「富山県手話言語条例（仮称）」の速やかな制定
(2)手話が言語であること等に対する県民の理解や普及の促進、手話を使用しやすい環境の整備
(3)聴覚障害者のコミュニケーション支援施策のさらなる充実

3 参 考（経過）

県では、手話に関する県条例を、できれば来年春を目途に制定する方向で具体的な検討を進めており、現在、県聴覚障害者協会など関係団体や有識者などから意見を聴いている。